

小学校における月経痛緩和のための医薬品の適正使用教育に関する研究

松本 禎明^{*1)}、衛藤 碧^{*2)}、藤原 道弘^{*3)}

^{*1)} 九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

^{*2)} のびのびlab (放課後等デイサービス) 大分県大分市明礪町二丁目14-11 (〒870-0860)

^{*3)} 福岡大学 福岡市城南区七隈八丁目19-1 (〒814-0810)

(2023年11月6日受付、2024年1月11日受理)

要 旨

現在の小学校における月経教育は、文部科学省における学習指導要領で小学校第4学年を対象に行うこととされている。一般に、月経痛により日常生活に支障をきたしている者は多く、月経痛緩和のために鎮痛薬を使用している者は多い。しかしながら、小学校で行われる月経教育は初経に関する内容が殆どあり、月経痛への有力な対処方法の1つとしての医薬品の使用を意識した教育は具体的に盛り込まれているとは言い難い状況である。

現在、医薬品教育は2008年に告示された中学校学習指導要領において中学3年生を対象に行うこととなっており、小学校における医薬品使用に関する教育は未開拓状態である。

近年の小学校の女子児童の成長状況をみると初経時期の早期化が見られることや、殆どの生徒が中学生になると月経が始まり、月経痛により生活に支障をきたす恐れがあることを鑑みると症状緩和のための鎮痛薬の適切な使用方法を早期に学ぶことは重要である。そのため中学校からではなく小学校という早期の段階から月経痛に係る医薬品の適正使用教育を積極的に導入する必要があると考えられる。

そこで本研究では、小学校における月経痛緩和のための医薬品の適正使用教育について小学校の教諭に意識調査を行い、より効果的な教育の改善充実について検討することとした。

その結果、約6割の教諭が現在の月経教育の開始時期に関して遅いと感じている結果となった。近年の小学校の女子児童の成長状況をみると初経時期の早期化が見られるが少数ではあるため初経に関して言い出せない状況がある。そのため月経教育の開始時期を早める必要性が

ある。さらに、早期段階から医薬品の適正使用教育を積極導入する必要性を感じる教諭は8割と高い割合を示した。さらに学校薬剤師からの支援に関しても多くの教諭が望んでいるという結果となり、比較的多くの教諭が医薬品の適正使用教育の必要性を感じていることが分かった。

以上のことから、小学校における月経痛に関する医薬品の適正使用教育は、発達段階に合わせ、早期段階での導入が効果的であると考えられる。さらに、学校薬剤師や薬局薬店の薬剤師をはじめとする地域の専門家などに協力をあおぎ、教諭に対する研修の機会を設ける必要がある。また、保護者に対する研修の機会も設け、家庭とも連携して教育を行うことが求められる。

1. 緒言

1. 月経教育の現状

現在の小学校における月経教育は、文部科学省における学習指導要領で小学校第4学年を対象に行うこととされている¹⁾。月経痛に関して個人差はあるものの日常生活に支障をきたしている者は多い^{2) 3) 4)} ことが分かっているが、小学校で行われる月経教育は初経に関する内容や月経に関する指導・ナプキンの使い方が殆どである^{1) 5) 6)}。原らや高橋によると学校における月経教育に関して満足しているとは言い難い状況であり^{7) 8)}、月経痛に対してやその対処方法に関する教育は十分でないと考えられる。

2. 医薬品の適正使用教育の現状

月経痛緩和のために鎮痛薬を使用している者は多い⁹⁾ が、月経痛への有力な対処方法の1つとしての医薬品の使用を意識した教育は具体的に盛り込まれているとは言い難い状況である^{10) 11)}。さらに、その鎮痛薬の使用に対して消極的な姿勢、依存、耐性、副作用を心配しながら使用している者が多くいることが指摘されている¹²⁾。

文部科学省は2005（平成17）年に中央教育審議会の健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会で、「すべての子どもたちが身につけているべきミニマム」として、保健分野において医薬品に関する教育が取り上げられることとなった¹³⁾。そして、その提言を踏まえて2008（平成20）年に告示された中学校学習指導要領では、中学3年生で保健体育分野において医薬品についての学習を行うこととなった¹⁴⁾。しかし、その教育は薬の適正使用に関する大枠のものに過ぎず、小学校における月経痛に関連づけた医薬品の使用に関する教育は未開拓状態である。さらに、その痛みによる生活や学習への大きな影響や支障への学校での対応措置は、その苦痛を軽減するための積極的で体系的な科学的根拠に基づく医薬品の適正使用教育ではなく、生活習慣の改善に関する助言などの個別のカウンセリング程度に留まっている。

以上のことから、近年の小学校の女子児童の成長発達状況をみると初経時期の早期化が見られる¹⁵⁾ことや、殆どの生徒が中学生になると月経が始まり、月経痛により生活に支障をきたす恐れがある。そのことを鑑みると症状緩和のための鎮痛薬の適切な使用方法を早期に学ぶことは重要である。そのため中学校からではなく小学校という早期の段階から月経痛に係る医薬品の適正使用教育を積極的に導入する必要があると考えられる。

そこで本研究では、小学校における月経痛緩和のための医薬品の適正使用教育について意識調査を行い、より効果的な教育の改善充実について検討することとした。

II. 調査方法

1. 調査目的

月経痛への有力な対処方法の1つである鎮痛薬に焦点を当て、月経痛と鎮痛薬の使用に関する教諭の教育への取り組み姿勢や意識調査を行い、小学校において月経痛緩和のための主要選択手段のひとつである医薬品の適正使用に関する効果的な教育の改善充実について検討することを目的とする。

2. 調査対象

九州内地方都市にある大規模の1校の小学校を選定し、そこで勤務する全教諭（60人）を対象に2022（令和4）年7月に書面調査を行った。

3. 倫理的配慮

書面調査の回答は任意無記名（書面調査の教諭への事前説明、調査用紙の配布と回収は養護教諭に委ねた）とし、得られた回答結果は統計的に処理し学校や個人が特定されないよう配慮を行った。

4. 調査内容

書面調査内容は表1に示した。

表1. 書面調査内容

質問1) 性別をお尋ねします。

- ①男 ②女

質問2) ご年齢の年代をお尋ねします。

- ①20代 ②30代 ③40代 ④50代以上

質問3) 教諭としての通算職務（講師等臨時的任用期間、教育行政機関での職務も含む）経験年数をお尋ねします。通算して月数端数が生じる場合は6ヶ月以上の時は年単位へ繰り上げてください。

- ①10年未満 ②10年以上20年未満 ③20年以上30年未満 ④30年以上

質問4) 文部科学省における学習指導要領では、小学校第4学年を対象に月経教育を行うこととされていますが、近年の小学校の女子児童の成長状況と初潮（初経）時期の早期化を鑑み、現況の月経教育開始時期に関して遅いと感じますか。

- ①強く思う ②まあまあ思う ③あまりそう思わない ④まったくそう思わない

質問6) 女子特有の月経の特性やその苦痛へ配慮並びに理解を浸透させるため、男女児童と一緒に学ぶ機会を積極的に設けた方が良いと思いますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④まったくそう思わない

質問7) 一般に月経痛の緩和には鎮痛薬がよく使用されますが、他の鎮痛薬やかぜ薬重複使用による健康被害発生の懸念があることから、中学校からではなく小学校という早期段階から医薬品の適正使用教育を積極導入する必要性を感じますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④まったくそう思わない

質問8) 月経に関する児童への健康相談及び保健指導対応方法を含めた医薬品の適正使用教育(先生方への研修を含む)については、専門家の投入、いわゆる学校薬剤師からの支援を受けられるような体制が望まれますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④まったくそう思わない

質問9) 月経痛への鎮痛薬での対処法など学校での医薬品の適正使用教育は、かつて十分ではなかったと考えられることから、健康被害防止の観点から保護者教育(研修)の機会を設ける必要性を感じますか。

①強くそう思う ②まあまあそう思う ③あまりそう思わない ④まったくそう思わない

質問10) 「自由記述」児童の月経に関する配慮や対処(鎮痛薬などによる苦痛緩和)について課題や今後期待したい効果的な学校教育について下に記述(裏面使用可)頂ければ幸いです。

III. 調査結果

書面調査の結果は、次の通りである。回収率は、36.7% (60人中22人)であった(なお、回答割合の数値は端数処理の関係で各回答割合の合計が100.0%にならないことがある)。

質問1) 性別をお尋ねします。

①男(5人、22.7%)、②女(17人、77.3%)という結果であった。

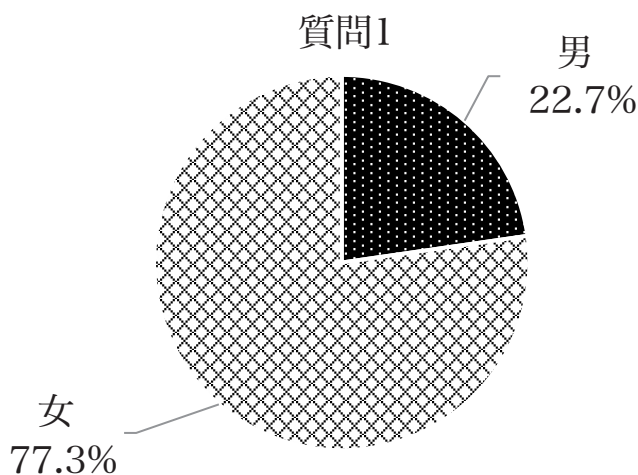


図1. 男女比 (n=22)

質問2) ご年齢の年代をお尋ねします。

①20代 (7人31.8%)、②30代 (4人18.2%)、③40代 (3人13.6%)、④50代以上 (8人36.4%) という結果であった。

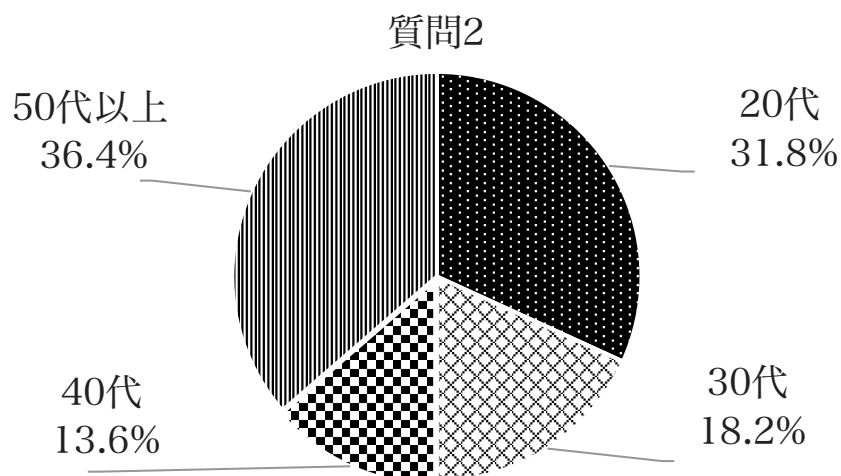


図2. 年齢別 (n=22)

質問3) 教諭としての通算職務 (講師等臨時的任用期間、教育行政機関での職務も含む) 経験年数をお尋ねします。通算して月数端数が生じる場合は6ヶ月以上の時は年単位へ繰り上げてください。

①10年未満 (9人、40.9%)、②10年以上20年未満 (4人、18.2%)、③20年以上30年未満 (6人、27.3%)、④30年以上 (3人、13.6%) という結果であった。

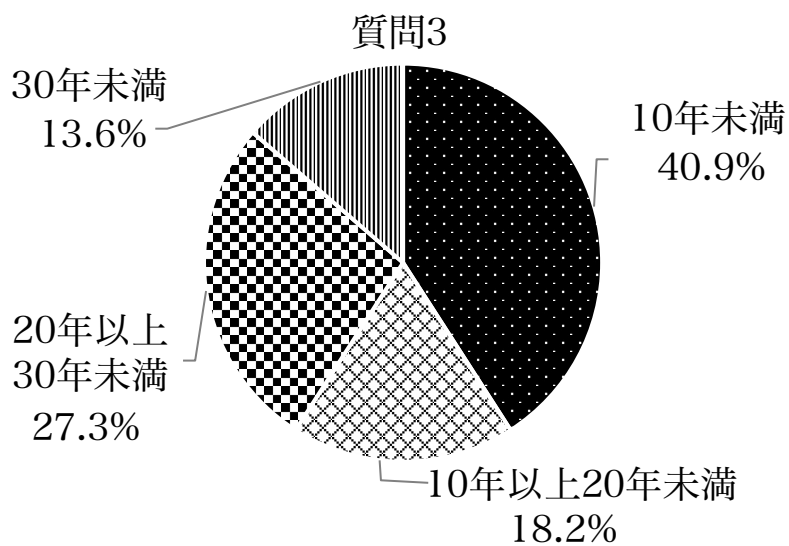


図3. 経験年数 (n=22)

質問4) 文部科学省における学習指導要領では、小学校第4学年を対象に月経教育を行うこととされていますが、近年の小学校の女子児童の成長状況と初潮（初経）時期の早期化を鑑み、現況の月経教育開始時期に関して遅いと感じますか。

①強くそう思う（2人、9.1%）、②まあまあそう思う（11人、50.0%）③あまりそう思わない（9人、40.9%）④まったくそう思わない（0人、0.0%）という結果であった。

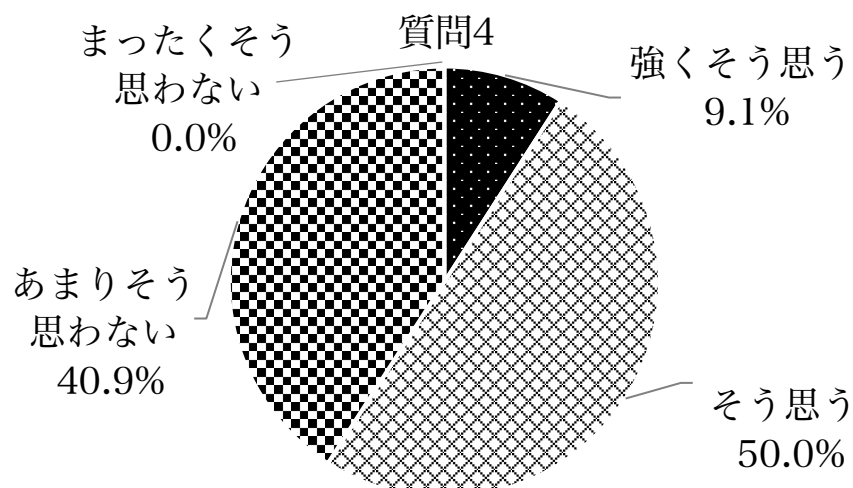


図4. 月経教育の開始時期について (n=22)

質問5) 小学校における月経に関する相談活動、保健指導及び教育への直接の関与（主役）は誰が最も適切であると思いますか。なお、「④その他」を選択される場合は、校内外者を問わずできるだけ具体的対象者（機関）をご記入ください。

①管理職（0人、0.0%）、②養護教諭（16人、64.0%）、③学級担任（8人、32.0%）、④その他（1人、4.0%）という結果であった。なお、回答条件は1選択であったが回答の重要度を鑑み複数回答を含めて集計表示した。

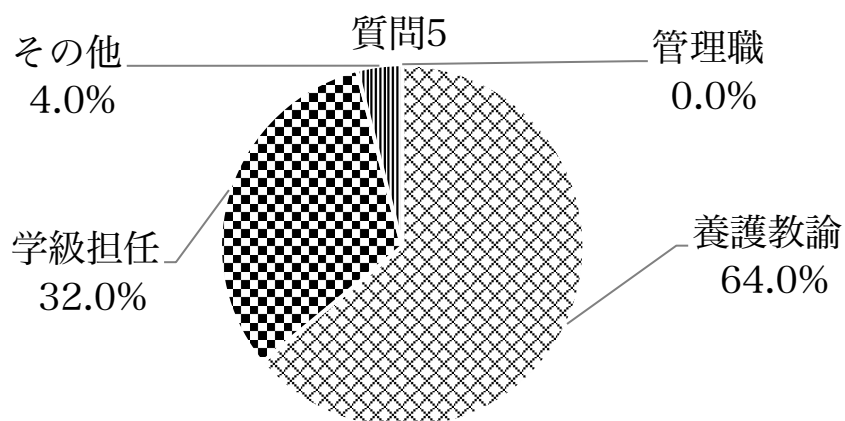


図5. 月経に関する相談活動、保健指導及び教育の担当教諭について (n=25)

質問6) 女子特有の月経の特性やその苦痛へ配慮並びに理解を浸透させるため、男女児童と一緒に学ぶ機会を積極的に設けた方が良いと思いますか。

①強くそう思う (4人、18.2%)、②まあまあそう思う (15人、68.2%)、③あまりそう思わない (3人、13.6%)、④まったくそう思わない (0人、0.0%) という結果であった。

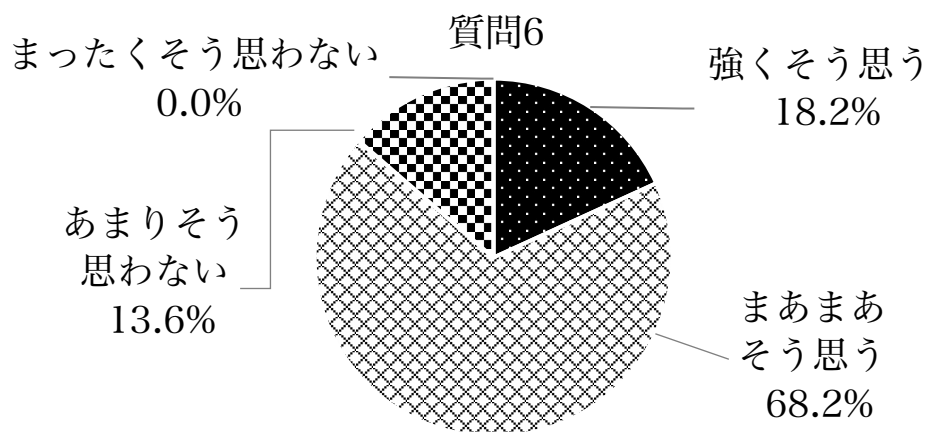


図6. 男女共習の必要性について (n=22)

質問7) 一般に月経痛の緩和には鎮痛薬がよく使用されますが、他の鎮痛薬やかぜ薬との重複使用による健康被害発生の懸念があることから、中学校からではなく小学校という早期段階から医薬品の適正使用教育を積極導入する必要性を感じますか。

①強くそう思う (3人、13.6%)、②まあまあそう思う (15人、68.2%)、③あまりそう思わない (4人、18.2%)、④まったくそう思わない (0人、0.0%) という結果であった。

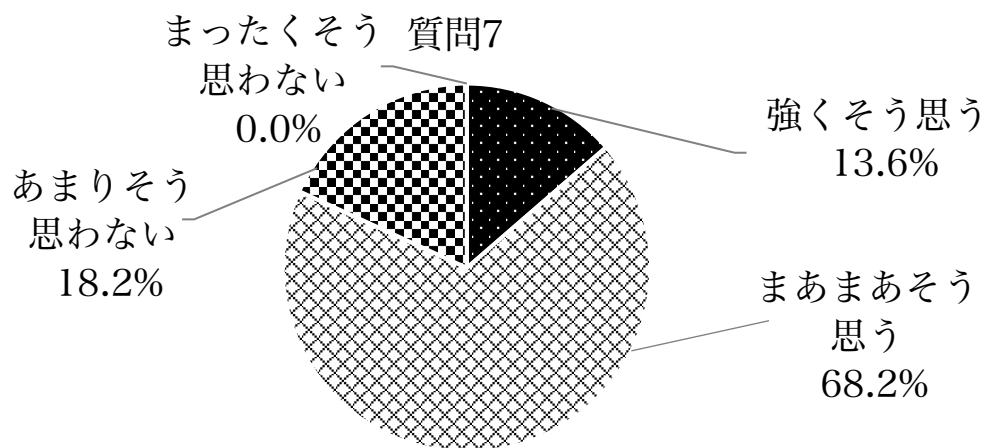


図7. 早期段階からの医薬品の適正使用教育導入の必要性について (n=22)

質問8) 月経に関する児童への健康相談及び保健指導対応方法を含めた医薬品の適正使用教育(先生方への研修を含む)については、専門家の投入、いわゆる学校薬剤師からの支援を受けられるような体制が望まれますか。

①強く思う(2人、9.1%)、②まあまあ思う(16人、72.7%)、③あまりそう思わない(4人、18.2%)、④まったくそう思わない(0人、0.0%)という結果であった。

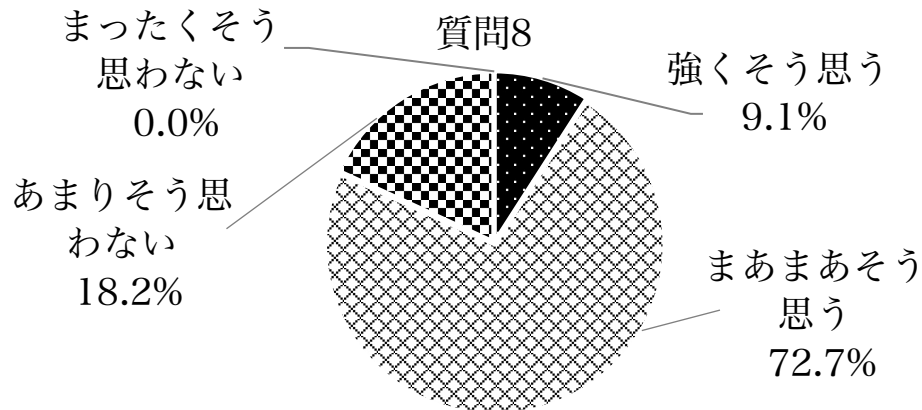


図8. 薬剤師からの支援体制について (n=22)

質問9) 月経痛への鎮痛薬での対処法など学校での医薬品の適正使用教育は、かつて十分ではなかったと考えられることから、健康被害防止の観点から保護者への教育(研修)の機会を設ける必要性を感じますか。

①強く思う(5人、22.7%)、②まあまあ思う(11人、50.0%)、③あまりそう思わない(6人、27.3%)、④まったくそう思わない(0人、0.0%)という結果であった。

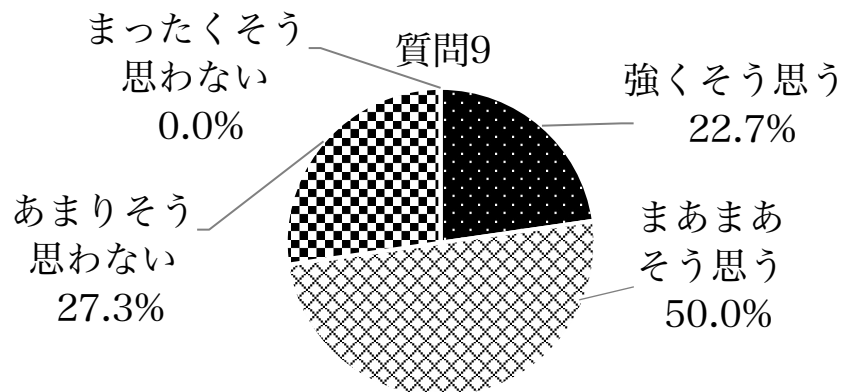


図9. 保護者への教育(研修)の機会の必要性について (n=22)

質問10) 「自由記述」児童の月経に関する配慮や対処(鎮痛薬などによる苦痛緩和)について課題や今後期待したい効果的な学校教育について下に記述頂ければ幸いです。

- ・男性にも知ってほしい。
- ・児童への対応の仕方について、研修があれば受講したい。
- ・3年生の担任をした際に児童の初経を経験し、指導の難しさを感じた。その際、養護教諭と協力して子ども自身の理解に努めた。
- ・月経と精通の両方を授業として扱ってきた。どちらも体の正しい成長であると受け入れる反面、形が違うなどの場合も含め、LGBTQまたは外性器と内側の違いもあることが知識としてあってもよいと思う。
- ・小学生のうちには月経開始からさほど年数が経っていないため、薬の服用等については早期に行わなくて

もよいと考える。一方で社会人になっても異性・同性ともに月経への不理解による心無い発言は0ではないと考えられるため、早期に相互理解をはかれる性教育・月経に関わる共通の教育は必要であると考えられる。

IV. 考察

今回の調査では学校の養護教諭経由で全教諭への回答要請を行ったが、回答数は約3割であった。原因としては、あくまで任意の自由回答を前提としていたこと、多忙な学校庶務の影響が考えられるが、調査のテーマが月経苦痛主要対処法である鎮痛薬の適正使用絡みの小学校での月経教育であったことから距離感をもってみられ、多数の学校の課題取り組み案件の中での優先意識が低調になってしまった可能性が考えられる。

1. 月経教育の開始時期について

文部科学省における学習指導要領では、小学校第4学年を対象に月経教育を行うこととされている¹⁾が、今回の結果では約6割の教諭がそれを遅いと感じていることが分かった。

近年の小学校の女子児童の成長状況をみると初経時期の早期化が見られる¹⁵⁾が少数ではあるため初経に関して言い出せない状況がある。この状況を改善していくためには、少数であるからこそ月経教育の開始時期を早める必要性がある。初経を迎える前に初経教育を受けることにより、突然の出血にも周到な準備をもって迎えることができる¹⁶⁾と考えられる。

また、近年メディア等で取り上げられているように学校での月経教育の男女共習に目が向けられているが今回の調査においても、8割以上の教諭が男女共習の機会を積極的に設けた方が良いという回答であった。以前は多くの学校で女子のみに初経教育が行われていたが、男女がお互いの心や身体について共に学びお互いを思いやる関係性を築いていくためには、男女が一緒に月経教育を受ける機会を設けることが大切である。しかし、月経に関してまだ準備段階にない児童がいることや、内容によっては異性がいることで恥ずかしいと感じる児童もいることが考えられる⁸⁾ため男女共習とは別に個別の指導も取り入れていく必要がある。

2. 月経に関する相談活動、保健指導及び教育に関することについて

小学校における月経に関する相談活動、保健指導及び教育を主として担当すべき者として、養護教諭が最も適切であるという回答が6割を超える結果であった。これは、保健室に月経痛を訴えて来室する児童が多く¹⁷⁾養護教諭に専門的な処置及び保健指導が求められているからであると考えられる。

また、約3割の教諭が学級担任と回答したが、学級担任が女性でない場合はその他の女性教諭が担当するのが適切であるという意見もみられた。これは月経痛を有する者自身が、異性である男性に月経について伝えることに抵抗があったり、男性は配慮に欠けており理解してくれる人が少ないと感じていたりする現状がある¹⁸⁾こと、月経は女性特有の生理的現象であるため、女性の教諭の方が適していると思われるからであると考えられる。

月経痛が日常生活に支障をきたしている者は痛みに関すること、月経周期に関すること、月経の状態に関すること、月経前症状に関すること、精神症状に関すること、月経と生活に関することなど多くの悩みがあり、月経教育を強く望んでいる¹⁹⁾。そのため発達段階に合わせた月経教育を行うとともに、児童が自ら教諭に対して相談する指導も必要である。

また月経痛に関して、鎮痛薬を使用したくないなどの理由³⁾や月経痛の対処方法は我慢することなどといった母親の教育の影響²⁰⁾により、月経痛を我慢している場合が多くみられる⁹⁾ため月経痛は我慢するものではないことを教育の中で取り入れていかなければならない。

3. 月経痛に対する苦痛への対応について

(1) 医薬品の適正使用教育

文部科学省は2005(平成17)年に中央教育審議会の健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会で、「すべての子どもたちが身につけているべきミニマム」として、保健分野において医薬品に関する教育が取り上げられることとなった¹³⁾。そして、その提言を踏まえて2008(平成20)年に告示された中学校学習指

導要領では、中学3年生で保健体育分野において医薬品についての学習を行うこととなった¹⁴⁾。

今回の調査で、「月経痛の緩和には鎮痛薬がよく使用されますが、他の鎮痛薬やかぜ薬との重複使用による健康被害発生の懸念があることから、中学校からではなく小学校という早期段階から医薬品の適正使用教育を積極導入する必要性を感じますか」という質問に関しては、8割を超える教諭が中学校からではなく小学校という早期段階から医薬品の適正使用教育を積極導入する必要性があると回答した。さらに、学校薬剤師からの支援に関しても多くの教諭が望んでいるという結果となり、比較的多くの教諭が医薬品の適正使用教育の必要性を感じていることが分かった。薬剤師の協力を得て、薬剤師が積極的に医薬品に関する教育や指導を行うことで、専門的で説得力のある教育、指導を行うことができる。さらに、児童生徒が自然に医薬品の専門家であることが理解でき、困った際は薬剤師に相談すると良いことが学べる²¹⁾。その反面、保健体育の授業がクラス単位で行われることを考えると、学校薬剤師が授業の度に薬局を閉め、学校へ出向くには困惑が生じる^{22) 23)} ため、学校薬剤師の勤務体制を整えることが課題である。

また医薬品は月経痛緩和のための鎮痛薬に限らず、かぜ薬、抗炎症薬、酔い止めの薬、点鼻薬、点眼薬など医薬品の使用頻度は高いと考えられる。さらに、インターネットやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどでも購入できる医薬品もあるため非常に身近な存在である。薬の飲み方や量、副作用を含めた安全性などについても年齢に合わせた教育を早期に行うことが望まれる。

医薬品に関しては特に専門的知識を有する。そのため学校薬剤師をはじめ地域の薬局薬店の薬剤師、登録販売者、調剤薬局の薬剤師などとの連携・協力をはかりながら進めていく必要があると考えられる。

(2) 月経自体を軽減

今回の調査では、月経自体を軽減する対処手段である低用量ピルについて、積極検討をする時代に入ったもののまだ世のコンセンサスが十分得られているとは言い難いため含めなかったが、確実にその注目度が上がっているのは事実である。

鎮痛薬を使用しても月経痛が緩和されない重症な場合は、別の病気が絡んでいる可能性も考えられるが、医療機関を受診し、低用量ピルを使用することで月経自体を軽減させることが月経痛緩和に有効である^{24) 25)} ことは少なくない。

低用量ピルは、卵胞ホルモンと黄体ホルモンの2種類の女性ホルモンを配合したものであり、効果としては一般的に知られている避妊効果の他に月経前症候群の改善や、月経痛、月経過多の改善などの効果も期待できる。さらに月経日を調節することができ、学校行事等に対応しやすくなる。ただし、低用量ピルの使用には受診が必要であることやまだまだ普及率が低い²⁶⁾ こと、低用量ピルに対して偏見を持つ母親が多い²⁷⁾ ことから子どもだけでなく、保護者や教諭に対しても研修の機会を設け、月経痛緩和のために利用しやすい環境作りをしていく必要があると考えられる。

4. 自由記述について

今回自由記述においては、女性教諭から、「男性にも知ってほしい」という回答があった。反対に男性教諭から、「3年生の担任をした際に児童の初経を経験し、指導の難しさを感じた」という回答があった。これは、児童に対して男女共習を行うことと同じように教諭に関しても男性教諭も月経に関する知識を深める必要がある。さらに、「児童への対応の仕方について、研修があれば受講したい」という回答も男性教諭からであり、教諭が月経に関してやその対応について学ぶ機会を設ける必要があると考えられる。そうすることで、女性が男性に対して、男性は配慮に欠けており理解してくれる人が少ないと感じている¹⁸⁾ 現状も改善に向かうことが期待できる。また、LGBTQなどの性の問題も月経教育とは切り離せない問題である。

医薬品に関しては、「小学生のうちには月経開始からさほど年数が経っていないため、薬の服用等については早期に行わなくてもよいと考える」という回答があったが、「一方で社会人になっても異性・同性ともに月経への不理解による心無い発言は0ではないと考えられるため、早期に相互理解をはかれる性教育・月経に関わる共通の教育は必要であると考えられる」と回答している。性教育及び有意義な月経教育を行うためには月経教育に関して問題とされている月経痛の対処方法の1つである医薬品についても早期に行う必要がある。

多くの教諭が月経教育に興味関心を持っていることが感じられたが、性に関するほかの課題や医薬品の適正使用に関する内容とも絡めて慎重に取り扱う必要があると考えられる。

5. コロナ禍の影響について

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症におけるワクチン接種の副反応の症状緩和に、月経痛緩和の際に用いる鎮痛薬と同じものが使用できるとされている。そのため現在では鎮痛薬を使用する機会が増えたが、鎮痛薬に関しての知識が不足した状態で鎮痛薬を使用すると、気づかないうちに重複使用してしまう可能性が懸念される。重複使用すると、胃腸障害や腎障害、頭痛などが起きる恐れがある。このような内容も踏まえ、医薬品の適正使用教育を行う必要がある。

月経に関しては子どもが保護者、特に母親へ相談すること、母親等保護者が子どもに対して教育を行うことも多く、その影響が大きい^{8) 28) 29)}。また、医薬品に関しても保護者へ相談する者が殆どである³⁰⁾。しかし、保護者自身の知識が曖昧であったり不安を抱えていたりするのが現状である³¹⁾。先行研究より、高校生とその母親を対象に月経痛に関する情報を得て、母親と相談しながら月経痛軽減のためのセルフケアを獲得する母親参加型学習プログラムは、高校生の月経痛に関する知識が高まり、月経痛の軽減とともに高校生が不快に思う一部の月経随伴症状を軽減し、母親との情報共有による学習プログラムは、高校生の月経痛軽減には有効であることが明らかとなっている³²⁾。そのため保護者に対する研修の機会も必要であり、その導入により保護者だけでなく子どもの月経教育の改善も期待できると考えられる。多くの保護者が研修に参加しやすいように、学校で行われる懇談会の際に機会を設けたり、懇談会の中で取り扱い、資料を配布したりなどの工夫をする必要がある。また、月経に関して悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対しては、児童生徒を迎えに来た保護者に対して指導を行うことや相談を受ける環境作りを行うことが有効であると考えられる。

なお、昨今のジェネリック医薬品製造上の検査プロセス諸問題、各種感染症関係での解熱鎮痛薬の需要の急増等で、医療用医薬品のみならず一般用医薬品も品薄状態³⁶⁾が長く続いており、かつ近年急増しているこれら領域の医薬品の若い世代におけるオーバードーズが重大な懸念事項³⁷⁾となっていることから、誤った使用に繋がらないよう保護者教育を含めた早期の学校教育を強化する必要がある。

V. 総括及び結論

以前は多くの学校で女子のみに初経教育が行われていたが、現在では男女が一緒に行われることが多く⁸⁾変化がみられる。また、文部科学省における学習指導要領で小学校第5学年を対象に月経教育を行うこととなっていたが、平成10年に告示された学習指導要領により、小学校第4学年を対象に行うこととなった³³⁾³⁴⁾。しかし、現在の小学校における月経教育は文部科学省における学習指導要領で小学校第4学年を対象に行うこととされており¹⁾ここ20年に関しては大きな変化は見られない。さらに工藤らは、母親たちは学校から提供される情報や娘から聞く情報を収集し学校ではどのような教育が行われているのか把握しているが、その内容については自分たちが受けた教育とあまり変わらないと感じていることを報告している²⁹⁾。

本研究では、月経痛と鎮痛薬の使用に関する教諭の教育への取り組み姿勢や意識調査を行い、小学校において月経痛緩和のための医薬品の適正使用教育を充実させるために検討を行った。

その結果次のことが明らかとなった。

1. 月経教育や医薬品の適正使用教育に関して早期に行うべきであるという教諭の声が多いことから、児童の発達に合わせてできるだけ早期段階での導入が効果的であると考えられる。
2. 月経に関する対応や医薬品の適正使用教育に関する研修の機会を望む教諭の割合が高い結果から、学校薬剤師や薬局薬店の薬剤師をはじめとする地域の専門家などに協力をあおぎ、教諭に対する研修の機会を設ける必要がある。また保護者に対する研修の機会を設け、家庭と連携して教育を行うことが大切である。
3. 本研究では新型コロナウイルス感染症については直接触れていないが、鎮痛薬は月経痛緩和のために使用するだけでなく解熱剤としても使用する機会が多いため、他の鎮痛薬やかぜ薬との重複使用による健康被害発生にも注意して使用することを教育の中で取り入れることが大切である。

VI. 謝辞

本研究を進めるにあたり、調査にご協力いただいた小学校関係者各位に甚大な謝意を表す。

VII. 参考文献

- 1) 文部科学省、小学校学習指導要領(平成29年告示)解説体育編、(2018)
- 2) 川瀬良美、女子学生の月経問題と教育プログラム、淑徳大学社会学部研究紀要、38、(2004) pp.171～187
- 3) 福山智子、若年女性による月経痛コントロールを目的にした教育プログラムの開発と検証、2015年度兵庫県立大学大学院看護学研究科博士論文、(2015)
- 4) 山口悠、野村純、高校生におけるPMS・PMDDの実態および学校生活へ与える影響-保健室来室回数、保健調査有症項目数、欠席日数、遅刻・早退日数との関連-、千葉大学教育学部研究紀要、70、(2022) pp.99～109
- 5) 外千夏、葛西敦子、学習指導要領とその解説および体育科・保健体育科の教科書における月経に関連する記載内容と保健指導への一考察.青森中央学院大学検討紀要、28、(2017) pp.45～57
- 6) 白石龍生、山本千裕、女子大生から見た「性に関する指導」の在り方、大阪教育大学紀要、63(2)、(2015) pp.73～80
- 7) 原直美、富岡美佳、我が国の若年女子の月経教育に関する文献検討.姫路大学看護学部紀要、13、(2021) pp.11～17
- 8) 高橋佳子、思春期女子への月経教育の今後の課題、青森中央短期大学研究紀要、26、(2013) pp.59～65
- 9) 平田まり、若年女性の月経痛に対する鎮痛剤の使用実態と教育的課題、学校保健研究、53、(2011) pp.3～9
- 10) 寺町ひとみ、齊藤康介、江崎宏樹、加藤未紗、白井一将、野口義紘、館知也、勝野眞吾、全国の中学校における「医薬品に関する教育」の指導実態調査.医療薬学、41(12)、(2015) pp.870～879
- 11) 金澤幸江、真野泰成、金澤大介、水上勝義、中学校におけるくすり教育の実施実態と学校薬剤師に求められる役割について、社会薬学、37(2)、(2018) pp.74～80
- 12) 横田あゆみ、小野里恵、高山明子、谷口真璃恵、徳山由貴、河田史宝、月経痛のある女子中高生の対処行動とコントロール感-鎮痛剤使用に焦点を当てて-、日本教育保健学会報、23、(2016) pp.33～43
- 13) 文部科学省初等中等教育分科会教育課程部会、健やかな体を育む教育の在り方に関する専門部会これまでの審議の状況-すべての子どもたちが身に付けているべきミニウムとは?-、(2005)
- 14) 文部科学省、中学校学習指導要領(平成20年告示)解説保健体育編、(2008)
- 15) 守山正樹、柏崎浩、鈴木継美、日本における初潮年齢の推移、民族衛生、46(1)、(1980) pp.22～32
- 16) 甲斐村美智子、女子学生の月経の経験と自己肯定感、初経教育およびその後の月経の経験と自己肯定感との関連、日本女性心身医学会雑誌、14、(3)、(2010) pp.277～284
- 17) 矢野由紀子、土田満、増富睦美、渡辺美恵、伊藤みどり、養護教諭が使用する月経痛アセスメントシート作成-救急処置と保健指導の同時活用を目指して-、瀬木学園紀要、12、(2018) pp.142～147
- 18) 木戸恵理、上田毅、尾崎雄祐、稲井達也、女子高校生アスリートの月経認識および月経をとりまく状況に関する実態、広島体育学研究、46、(2020) pp.1～10
- 19) 矢野由紀子、土田満、女子学生の月経の経験からみた養護教諭が行う健康相談の必要性、瀬木学園紀要、11、(2017) pp.2～8
- 20) 工藤里香、古山美穂、小学校・中学校の養護教諭から見た思春期女子の月経に関する健康行動を構成している概念、看護ケアサイエンス学会誌、20(2)、(2022) pp.127～136
- 21) 田中清子、矢野由紀子、石田敦子、山口ゆかり、薬剤師と連携した保健科教育の授業、瀬木学園紀要、12、(2018) pp.108～117
- 22) 加藤哲太、学校薬剤師との連携による医薬品に関する指導の展開、学校保健研究、56、(2015) pp.416～419

- 23)井上裕、三宅恵美子、村田勇、山崎康之、高橋直三郎、鯉淵肇、金本郁男、健康意識調査を介した学校薬剤師のあり方の検討、Progress in Medicine、33、(2013) pp.2043～2050
- 24)松本安代、山辺晋吾、出田和久、日本女性の低用量ピル使用によるQOLへのインパクト、研究助成論文集、明治安田こころの健康財団編、41、(2005) pp.223～228
- 25)八巻ちひろ、常盤洋子、吉澤実芳、倉林梢、鈴木まなみ、戸崎紗弥香、小松由利絵、國清恭子、深澤友子、看護職の月経随伴症状に対するセルフケア実施に関連する要因、日本母性看護学会誌 21(1)、(2020) pp.19～28
- 26)株式会社 日立コンサルティング、月経分野、令和2年度産業経済研究委託事業働き方、暮らし方の変化のあり方が将来の日本に与える効果と課題に関する調査報告書、(2021) pp.8～13
- 27)外千夏、葛西敦子、月経痛による婦人科受診に対する女子高校生と母親の意識、学校保健研究、62(5)、(2020) pp.314～323
- 28)鈴木幸子、月経に関する思春期性の保健行動に影響する因子-母親と娘の関連を中心として-、千葉看護学会会誌、4(2)、(1998) pp.22～30
- 29)工藤里香、牛越幸子、母親の月経に対する態度・意識・行動と思春期女子への母親による家庭内月経教育の実際、京都橘大学研究紀要、(2018) pp.127～136
- 30)堺千紘、中学生の医薬品使用実態に関する調査研究-医薬品教育プログラムの展開に向けて-、平成23年度啓発事業報告書、一般用医薬品セルフメディケーション振興財団、(2011)
- 31)外千夏、葛西敦子、玉熊和子、女子高校生の月経痛による婦人科受診の抵抗感に関する因果的構造モデル-受診の行動に与える影響-、青森中央学院大学研究紀要、35、(2022) pp.115～132
- 32)福山智子、高校生が月経痛のセルフケアを獲得するための母親参加型学習プログラムの評価、日本母性看護学会誌、22(1)、(2021) pp.9～16
- 33)文部科学省、小学校学習指導要領(平成10年告示)、(1998)
- 34)吉田夏、葛西敦子、学習指導要領とその解説および保健・保健体育教科書における排卵と基礎体温に関する記載、弘前大学教育学部紀要、107、(2012) pp.113～122
- 35)松本禎明、吉田優希、藤原道弘、小学校における月経痛に係る鎮痛薬適正使用教育に関する研究、九州女子大学紀要、57(1)、(2020) pp.151～164
- 36)厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課、医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口について(対象医薬品・相談方法の追加)、(2023)
- 37)厚生労働省第9回 医薬品の販売制度に関する検討会、濫用等のおそれのある医薬品について(資料4-1、令和5年10月30日)、(2023)

Improvement and Enhancement of Education on the Appropriate Use of Medications for Menstrual Pain Relief in Elementary Schools

Yoshiaki MATSUMOTO^{*1)}, Aoi ETOH^{*2)}, Michihiro FUJIWARA^{*3)}

^{*1)} Advanced course of child care and education at Kyushu Women's Junior College
1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

^{*2)} Nobinoba-lab

14-11, Akegawara-machi, Oita-shi, Oita 807-0860, Japan

^{*3)} Fukuoka University

19-1, Nanakuma8-chome, Jonan-ku, Fukuoka-shi 814-0180, Japan

Abstract

In terms of menstrual education, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology specifies that menstrual education is to be conducted for fourth-grade students in elementary schools. Therefore, this research conducted a survey of elementary school teachers to examine ways to enhance and improve the effectiveness of education on the appropriate use of medications for menstrual pain relief in elementary schools.

As a result, about 60% of the teachers felt that the current timing for initiating menstrual education is too late. While there is a trend of early onset of menstruation in recent years among female elementary school students, it is still a minority, and some teachers hesitate to broach the subject of first menstruation. Therefore, there is a need to advance the commencement of menstrual education. Furthermore, 80% of the teachers expressed a strong sense of the need to proactively introduce education on the appropriate use of medications from an early stage. Many teachers also expressed a desire for support from school pharmacists, highlighting that a significant portion of teachers recognize the necessity of education on the appropriate use of medications.

Based on the findings, it is considered effective to introduce education on the appropriate use of medications for menstrual pain in elementary schools, tailored to the developmental stage and beginning at an early stage. Collaboration with local experts, including school pharmacists and community pharmacists, should be encouraged, and opportunities for training for teachers should be provided. Moreover, there is a need to offer training to parents and promote cooperation between schools and households in delivering this education.

Key words : medication, menstrual pain, education, elementary school